

## HAPPY☆CYCLE プロジェクト事業 業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本事業は、県内の働く場において、ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる、令和モデル(※1)の社会・職場環境づくりを目的に、2つの業務を実施するものである。

1つ目は、企業等のトップ層、管理職を対象に、ジェンダーギャップ解消に向け、気づきを促し、参加企業における具体的な取組へとつなげるためのワークショップを実施する。

2つ目は、企業における具体的な取組を支援するため、女性活躍専門アドバイザーを企業等に派遣し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策定支援や「女性の活躍推進三重県会議」への会員登録及び取組宣言の働きかけを行う。

なお、本業務は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍の推進に資する取組を支援することにより、地域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速に重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものである。

※1 「令和モデル」とは、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿。

【出典：令和5年版 男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)】

### 2 業務名

HAPPY☆CYCLE プロジェクト事業業務委託

### 3 委託期間

契約日から令和7年3月14日(金)まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 企業等トップ層向けのワークショップ

##### ① 趣旨

企業等のトップ層と管理職の意識啓発のため、三重県内の企業の大多数を占める中小企業等のトップ層を対象に、ジェンダーギャップ解消に向け、気づきを促し、各企業において具体的な実践につなげるワークショップを開催する。

##### ② 概要

〈経済団体等コラボ型〉

三重県内の商工会議所等経済団体と連携し、中小企業等のトップ層が参加する会合・研修会等の場において、意識啓発のためのワークショップを実施する。

- ア) 実施回数
  - ・延べ2回以上
  - ※少なくとも2つ以上の団体と連携するものとする  
(例：A 商工会議所、B 商工会議所)
- イ) 実施場所  
三重県内  
(連携する団体の構成員にとって利便性のよい会議室等において実施。)
- ウ) 参加人数 各回 15 名以上を目安とする
- エ) 開催時期 契約日から令和6年10月末まで

〈参加者公募型〉

三重県内の企業・団体の企業トップ層をはじめ、人事・労務担当の管理職の方を対象に、参加者を公募のうえ、意識啓発のためのワークショップ等を実施する。

- ア) 実施回数 1 回以上
- イ) 実施場所 三重県内
- ウ) 募集人数 各 15 名以上を目安とする
- エ) 開催時期 契約日から令和6年10月末まで

※経済団体等コラボ型・参加者公募型のいずれも、開催時期・場所等の詳細については、県と協議のうえ決定するものとする。

③ワークショップの内容

本ワークショップは、経済団体等コラボ型・参加者公募型のいずれも原則1回につき90分以上とし、下記の項目により構成するものとする。

※なお、連携する団体との調整の結果、90分以上の確保が難しい場合は、県と協議のうえ、1回分のワークショップを複数回に分けて実施することも可能とする。

ア) 講師による講義

誰もが家庭でも仕事でも活躍できる、令和モデルの社会・職場環境づくりのため、企業における女性活躍を阻む、意識的・構造的な要因を分かりやすく解説することで、企業トップ層の意識啓発を行い、具体的な取組へとつなげる内容であること。また、講義に使用する資料については、統計データや図表などを用い、参加者の理解を深めるものとなるよう工夫すること。

なお、講師は、ジェンダーギャップの解消に関して、県内外で企業向けの研修や自治体のアドバイザー等の実績を有する人物とし、県と協議のうえ決定すること。

- イ) 先進企業における具体的な取組事例の紹介
- ウ) 参加者同士による意見交換
- エ) その他、業務の趣旨を踏まえ効果的と認められるもの

#### ④ 開催にかかる留意点

ア) ワークショップの会場費、講師の謝金、その他運営に係るすべての経費は委託費に含めるものとする。

イ) 本ワークショップの開催にあたり、参加者公募型の募集チラシを 1500 枚程度作成し、1000 枚を県に納品、500 枚程度を受託者が経済団体等に適宜配布し、効果的な参加者募集に努めること。

※経済団体等コラボ型については、広報に係る募集チラシの作成は不要。連携先の団体に提供する開催案内のデータのみ作成することとする。

ウ) 本グループワークの運営にあたっては、運営及び進行にかかる手順を記した「運営マニュアル」及び「進行台本」を作成し、必要に応じて参加者及びスタッフへの配布を行うほか、コラボ型における連携団体担当者との調整、参加者との事前調整、資料作成、会場デザイン・レイアウト検討、会場の設営・撤収、進行、参加者への案内など、グループワークの運営に必要な一切の業務を行うこととする。

エ) 経済団体等コラボ型については、経済団体等と連携し、研修・会合等の場において実施するという業務の特性上、開催日程・内容等について、連携する団体の意向を確認しながら可能な限り柔軟に対応すること。

### (2) 女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の支援

#### ① 趣旨

企業等トップの意識啓発を行い具体的な取組へとつなげるため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている常時雇用労働者 100 人以下の企業を対象に、行動計画の策定支援を行い、県内の女性が活躍できる職場環境の整備を図るものである。

#### ② 女性活躍推進アドバイザーの配置

女性活躍推進アドバイザーを配置し、県内に本社・本店を置く事業所のうち常時雇用労働者数が 100 人以下の事業所に対して、アドバイザーによる助言等を行い、行動計画の策定を支援する。

また、策定先に対しては、「女性の活躍推進三重県会議」に未加入の場合は会員登録を勧めるなど、女性活躍の推進に関する県の施策への協力を働きかけることとする。

#### ③ 支援件数について

上記②について、下表に示す項目について基準数以上の支援を行うものとする。

| 項目                               | 基準数  |
|----------------------------------|------|
| 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定事業所数<br>(更新含む) | 20 ※ |

※ 本アドバイザーの支援により行動計画を策定し、三重労働局に受理された事業所数とする。

#### ④ 業務にあたっての留意事項

- ア) アドバイザーには、女性の活躍推進に関して知識を有し、事業所に対して適切な助言を行い、行動計画策定のための支援を行うことができる者を従事させることとする。
- イ) 契約満了時において、上記③に定める支援件数が基準数に満たなかった時は、不足件数に応じて委託金額を減額する場合がある。なお、減額する金額は別途三重県が定めることとする。
- ウ) 業務完了報告時に、支援した事業所について対応結果の報告書を提出することとする。なお、報告書の様式等は、別途三重県が指示を行う。また、支援した事業所の行動計画の写し（三重労働局の受理が確認できるもの）を提出することとする。
- エ) 当事業を周知するためのチラシを 1500 枚程度作成し、1000 枚を県に納品、残り 500 枚を周知のため適宜配布すること。
- オ) 原則、アドバイザーが派遣に出向くこととする。ただし、効果的に実施できる場合や、その他県が認める場合は Web 会議システムを利用して、遠隔での実施も可とする。なお、Web 会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。
- カ) (1) 企業トップ層向けのワークショップの参加企業から希望があった場合、優先的にアドバイザーを派遣できるよう調整すること。

#### 5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容を踏まえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度三重県と協議するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

#### 6 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに本課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) 個人情報責任体制等報告書
- (4) その他、三重県が必要とする書類

## 7 納品する成果品

業務完了後、速やかに業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を提出して完了検査を受けることとする。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (7) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

## 8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。なお、「個人情報の保護に関する法律」第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。